

# 所沢市都市公園条例の一部改正（案）について

## 1 公募設置管理制度（Park-PFI）に係る一部改正

### （1）条例改正の理由

都市公園法改正により、新たに「**公募設置管理制度（Park-PFI）**」が創設されました。

本制度は、民間事業者のノウハウ・アイデア・資金を活用し、都市公園の整備、管理を図るもので、「公園利用者の利便性・快適性・安全性の向上」や「財政負担の軽減（施設整備費・維持管理費の抑制）」を期待でき、公園利用者及び公園管理者にとってメリットが大きいものであります。

本制度の活用にあたっては、公募により事業者（公募対象公園施設の設置等予定者）を選定することとなっており、民間事業者の公募への参加意欲を高めるため、下表のとおり3つの特例措置が設けられています。

この表中の「②建蔽率」の特例措置を適用するにあたっては、法律で定める値（10%）を参酌して条例で定める必要があります。

表 特例措置一覧

名 称	従 前	P - P F I	摘 要
①設置管理期間	10年	<u>20年</u>	設置管理許可の上限は従前と変わらず10年。 ⇒認定公募設置等計画の有効期間を20年とすることで、実質的に設置管理許可の更新を保証。
②建蔽率	2%	<u>12%</u>	公募対象公園施設は、10%を参酌して条例で定める範囲を限度として上乗せ可能。
③占用物件	—	<u>利便増進施設*の設置</u>	※自転車駐車場、看板、広告塔 ⇒広告塔は、屋外広告物法との整合が必要。

また、本制度では、公募対象公園施設（カフェ・レストラン等）を設置及び管理する場合の使用料の価額競争を可能としているため、条例で使用料の最低額を定める必要があります。

※本市の条例は、使用料の上限額が定められているため、改正が必要です。

以上のことから、本制度の活用にあたり、必要な条文として、「公園施設の建築面積の基準の特例」及び「公園施設の使用料」について、所沢市都市公園条例に規定するため、一部改正を行うものです。

### （2）条例改正の内容

公募対象公園施設の設置に係る建築面積の基準の特例として、第3条の5第5項に条文を追加するとともに、別表第2（第12条関係）の備考に公募対象公園施設を設置及び管理する場合の使用料を追加する。

## 2 消費税率変更に伴う使用料の一部改正

### （1）条例改正の理由

平成31年10月に消費税率が8%から10%へ引き上がることに伴い、都市公園の使用料の一部改正を行うものです。

### （2）条例改正の内容

別表第2（第12条関係）の一部（都市公園において行為をする場合）、及び別表第3（第12条関係）の一部（公園施設）について、使用料を変更する。

## 3 条例施行予定日

- ①公募設置管理制度（Park-PFI）に係る一部改正…………… 公布の日から
- ②消費税率変更に伴う使用料の一部改正…………… 平成32年4月1日